範囲に於ける家族扶助料を次の通り
改正し昭和二十五年一月一日以降に始まる期間の扶助料
より支給する。

昭和二十四年十二月三十一日

労働省令第二十七号

労働大臣 加藤勝郎

労働省令第二十七号

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十四年十二月三十一日

労働大臣 加藤勝郎

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和二十四年十二月三十一日

労働大臣 加藤勝郎